5　事業収入減少率の算定方法（通常給付）⑥【個人：新規開業特例者】

令和２年９月２日～
令和３年５月31の期間に開業

比較する月の事業収入の確認方法

令和２年分青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び仕入金額」又は収支内訳書「収入金額の売上（収入）金額」と（令和３年１月～５月分）売上台帳等により確認します。

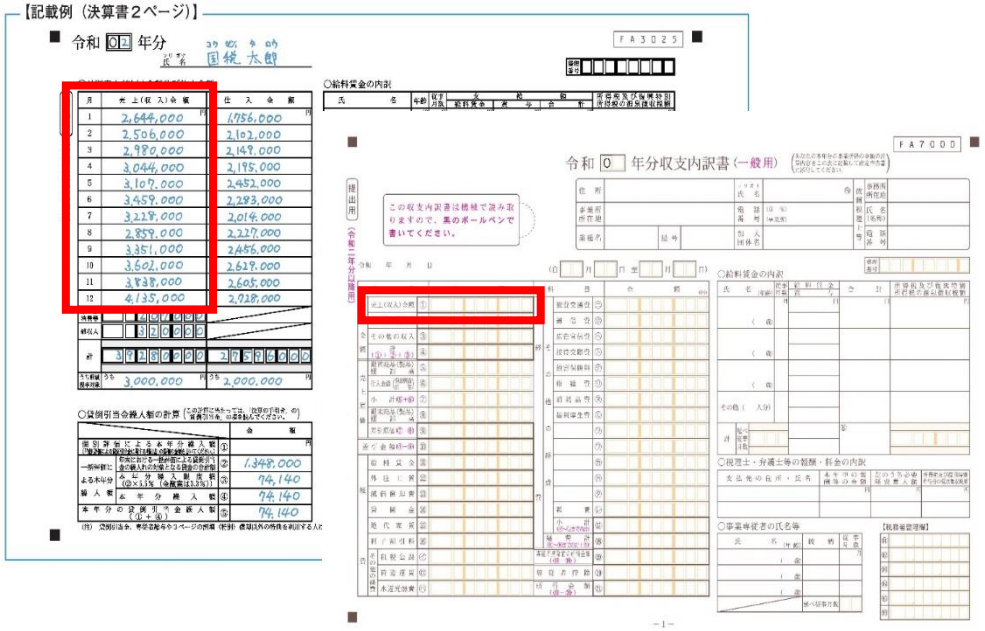

算定方法

ａ：令和３年の６月～９月の任意の月の事業収入
Ｂ：開業の日を含む月から令和３年５月までの事業収入
Ｃ：開業の日を含む月から令和３年５月までの月数
ｂ：開業の日を含む月から令和３年５月までの平均事業収入

平均事業収入：ｂ（円）＝Ｂ／Ｃ
減少率（%）＝（ｂ－ａ）／ｂ×１００

算定方法（続き）

（例：１月比較　30%以上減少）

事業収入	６月～９月の任意の月	開業～令和３年５月	開業～令和３年５月までの月数
令和３年	450,000円	―	―
開業～令和３年５月	―	4,200,000円	６月

【減少率の算定】

4,200,000円（６月）＝ 700,000円

(700,000円－450,000円) ／ 700,000円 ×100＝35.7%　**売上減少率　35%**

判定：対象（減少率　≧　30%）

（例２：２月比較　15%以上減少）

事業収入	６月～９月の任意の月（例：７月）	左記の月の翌月（例：８月）	開業～令和３年５月	開業～令和３年５月までの月数
令和３年	550,000円	500,000円	―	―
開業～令和３年５月	―	―	4,200,000円	６月

【減少率の算定】

4,200,000円（６月）＝ 700,000円

(700,000円－550,000円) ／ 700,000円 ×100＝21.4%　**売上減少率　21%**

(700,000円－500,000円) ／ 700,000円 ×100＝28.5%　**売上減少率　28%**

判定：対象（いずれも減少率　≧　15%）
※いずれかが15%未満の減少率なら対象外

（注意）小数点未満の端数は切り捨てのため、例１の場合で算定結果が29.9%などは対象外です。